

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第5990363号
(P5990363)

(45) 発行日 平成28年9月14日(2016.9.14)

(24) 登録日 平成28年8月19日(2016.8.19)

(51) Int.Cl. F I
HO4N 21/258 (2011.01) HO4N 21/258

請求項の数 20 (全 18 頁)

(21) 出願番号	特願2010-170037 (P2010-170037)	(73) 特許権者	504195347
(22) 出願日	平成22年7月29日 (2010.7.29)		エヌビーシーユニバーサル メディア リ
(65) 公開番号	特開2011-124972 (P2011-124972A)		ミテッド ライアビリティ カンパニー
(43) 公開日	平成23年6月23日 (2011.6.23)		アメリカ合衆国 10112 ニューヨー
審査請求日	平成25年7月29日 (2013.7.29)		ク州 ニューヨーク ロックフェラーブラ
審判番号	不服2015-12865 (P2015-12865/J1)		ザ 30
審判請求日	平成27年7月6日 (2015.7.6)	(74) 代理人	100086771
(31) 優先権主張番号	12/635, 229		弁理士 西島 孝喜
(32) 優先日	平成21年12月10日 (2009.12.10)	(74) 代理人	100088694
(33) 優先権主張国	米国 (US)		弁理士 弟子丸 健
		(74) 代理人	100094569
			弁理士 田中 伸一郎
		(74) 代理人	100067013
			弁理士 大塚 文昭

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 視聴者パーソナル化放送及びデータチャンネルコンテンツ配信システム及びその方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

メディアコンテンツ(100、106)の配信を、分析システムを介して、管理する方法であって、

複数の受信機の特定の受信機(12)からデータ(22)を受信するステップ(120)であって、前記データ(22)が、以下の少なくとも1つを示すものであって、

すなわち、前記データ(22)が、任意の特定の受信機(12)による特定のコンテンツストリームの選択とは関係のない、前記複数の受信機に対する複数のコンテンツストリーム放送(18)の少なくとも1つについての、前記特定の受信機(12)のユーザーによる、少なくとも1つの選択にかかる、

前記特定の受信機(12)(及び/)又は該特定の受信機(12)のユーザーの状態、
 前記特定の受信機(12)(及び/)又は該特定の受信機(12)のユーザーの番組選択の履歴、

前記特定の受信機(12)(及び/)又は該特定の受信機(12)のユーザーの好みの一覧を示す番組選択、

前記特定の受信機(12)(及び/)又は該特定の受信機(12)のユーザーの選択番組の現在または将来の記録の設定、及び、

前記特定の受信機(12)(及び/)又は該特定の受信機(12)のユーザーによって設けられた現在(及び/)又は将来の番組オフリングの特別オーダー、を示すものである、前記受信するステップ(120)と、

前記受信したデータ(22)を分析して、前記特定の受信機(12)からの好みを識別するステップ(124)と、

前記識別された好みに基づき、前記特定の受信機(12)の挙動を変更または強調するように構成されたシステム設定データを前記特定の受信機(12)に送信するステップと

前記送信されたシステム設定データに基づき前記特定の受信機(12)のシステム設定を変更するステップ(126、128)とを含む、方法。

【請求項2】

前記受信したデータ(22)が受信されるデータ交換メディア(22、24)とは異なるデータ交換メディア(18、20)によって、複数のコンテンツストリームが放送される、請求項1に記載の方法。

10

【請求項3】

前記受信したデータ(22)が、前記特定の受信機(12)についての最新の放送コンテンツストリーム選択(118)を示すデータ(82)を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記受信したデータ(22)が、前記特定の受信機(12)についての少なくとも1つの放送コンテンツストリーム選択(118)の履歴を示すデータ(84)を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記受信したデータ(22)が、前記特定の受信機(12)から受信した受信機又はユーザー識別データに基づき、前記分析システムから分離したソースから検索したデータ(92、94、96、98、100)を含む、請求項1に記載の方法。

20

【請求項6】

前記システム設定データが、放送コンテンツストリームの選択のために前記特定の受信機(12)に提示すべきメニューデータ(88、128)を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記特定の受信機(12)のためのシステム設定データ(90、104、110)を保存するステップを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

ユーザーログインデータを受信するステップ(132)と、前記特定の受信機(12)のためのシステム設定データ(90、104、110)を検索するステップ(134)と、前記システム設定データ(90、104、110)を前記特定の受信機(12)とは異なる第2の受信機に送信して、少なくとも部分的に前記特定の受信機(12)と同様に動作するように、前記第2の受信機を再設定するステップ(126)とを含む、請求項7に記載の方法。

30

【請求項9】

メディアコンテンツ(100、106)の配信を、分析システムを介して、管理する方法であって、

複数の受信機の特定の受信機(12)からデータ(22)を受信するステップ(120)であって、前記データ(22)が、以下の少なくとも1つを示すものである、

40

すなわち、前記データ(22)が、特定の受信機(12)による特定のコンテンツストリームの選択とは関係なく、前記複数の受信機に対する複数のコンテンツストリーム放送(18)の少なくとも1つについての、前記特定の受信機(12)のユーザーによる少なくとも1つの選択にかかる、

前記特定の受信機(12)(及び/)又は前記特定の受信機(12)のユーザーの状態、

前記特定の受信機(12)(及び/)又は該特定の受信機(12)のユーザーの番組選択の履歴、

前記特定の受信機(12)(及び/)又は該特定の受信機(12)のユーザーの好みの

50

一覧を示す番組選択、

前記特定の受信機(12)(及び/)又は該特定の受信機(12)のユーザーの選択番組の現在または将来の記録の設定、及び、

前記特定の受信機(12)(及び/)又は前記特定の受信機(12)のユーザーによって設けられた現在の(及び/)又は将来の番組オフリングの特別オーダー、を示すものである、前記受信するステップ(120)と、

前記受信したデータ(22)を分析して、前記特定の受信機(12)からの好みを識別するステップ(124)と、

前記識別された好みに基づき、前記特定の受信機(12)にデータ(22)を送信するステップであって、該データ(22)が前記特定の受信機(12)のシステム設定を変更するように構成されたシステム設定データを含む、ステップ(126、128)とを含む、方法。

10

【請求項10】

前記受信したデータ(22)が受信されるデータ交換メディア(22、24)とは異なるデータ交換メディア(18、20)によって、複数のコンテンツストリームが放送される、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記受信したデータ(22)が、前記特定の受信機(12)についての最新の放送コンテンツストリーム選択(118)を示すデータ(82)を含む、請求項9に記載の方法。

【請求項12】

前記受信したデータ(22)が、前記特定の受信機(12)についての少なくとも1つの放送コンテンツストリーム選択(118)の履歴を示すデータ(84)を含む、請求項9に記載の方法。

20

【請求項13】

前記受信したデータ(22)が、前記特定の受信機(12)から受信した受信機又はユーザー識別データに基づき、前記分析システムの外部のソースから検索したデータ(92、94、96、98、100)を含む、請求項9に記載の方法。

【請求項14】

前記送信されたデータが、放送コンテンツストリームの選択のために前記特定の受信機(12)に提示すべきメニューデータ(88、128)を含む、請求項9に記載の方法。

30

【請求項15】

前記送信されたデータが前記分析に基づき、前記特定の受信機(12)のユーザーの興味を引くものであると決定されたターゲットプロダクト又はサービスオフリングを含む、請求項9に記載の方法。

【請求項16】

前記送信されたデータが前記分析に基づき、前記特定の受信機(12)のユーザーの興味を引くものであると決定されたデータまたはデータへのリンクを含む、請求項9に記載の方法。

【請求項17】

前記特定の受信機(12)のためのデータを記憶することを含む、請求項9に記載の方法。

40

【請求項18】

ユーザーログインデータを受信するステップ(132)と、前記特定の受信機(12)のための前記データを検索するステップ(134)と、前記分析に基づき、前記特定の受信機(12)のユーザーの興味を引くものであると決定されたデータを、前記特定の受信機(12)とは異なる第2の受信機に送信する、ステップ(126)とを含む、請求項9に記載の方法。

【請求項19】

メディアコンテンツ(100、106)の配信を、分析システムを介して、管理する方法であって、

50

複数の受信機の特定の受信機(12)からデータを受信するステップ(120)であって、前記データ(22)が、以下の少なくとも1つを示すものである、

すなわち、前記データ(22)が、特定の受信機(12)による特定のコンテンツストリームの選択とは関係なく、前記複数の受信機に対する複数のコンテンツストリーム放送(18)の少なくとも1つについての、前記特定の受信機(12)のユーザーによる少なくとも1つの選択にかかる、

前記特定の受信機(12)(及び/)又は前記特定の受信機(12)のユーザーの状態、
前記特定の受信機(12)(及び/)又は該特定の受信機(12)のユーザーの番組選択の履歴、

前記特定の受信機(12)(及び/)又は該特定の受信機(12)のユーザーの好みの一覧を示す番組選択、

前記特定の受信機(12)(及び/)又は該特定の受信機(12)のユーザーの選択番組の現在または将来の記録の設定、及び、

前記特定の受信機(12)(及び/)又は前記特定の受信機(12)のユーザーによって設けられた現在(及び/)又は将来の番組オフリングの特別オーダーを示すものである、前記受信するステップ(120)と、

前記複数のコンテンツストリームが、前記データが受信されたデータ交換メディア以外の異なるデータ交換メディアにより放送され、該受信されたデータが前記特定の受信機(12)において現在選択されている放送コンテンツストリームを識別するデータを含み、

前記受信したデータ(22)を分析して、前記特定の受信機(12)からの好みを識別するステップ(124)と、

前記識別された好みに基づき、前記特定の受信機(12)にデータを送信するステップであって、該データが前記特定の受信機(12)のシステム設定を変更するように構成されたシステム設定データを含む、ステップ(126、128)とを含む、方法。

【請求項20】

前記受信されたデータ(22)は、前記特定の受信機(12)から受信された受信者またはユーザー識別データに基づき、前記分析システムの外部のソースから検索されたデータを含む、請求項19に記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、メディアコンテンツの送受信、並びに、ユーザー若しくは受信機に合わせた命令、又は選択された放送コンテンツの好みの分析に基づくコンテンツの送信に関する。

【背景技術】

【0002】

マルチメディアコンテンツの配信は、この数十年の間に極めて大きな変化を遂げた。従来の放送は、電磁スペクトルのバンドによって信号を発信し、受信機(例えば、ラジオ及びテレビ)が発信された信号を収集して、デコードし、放送コンテンツを再生するものであった。これは、依然として非常に重要なパラダイムであるものの、次第に衛星及びケーブルサービスに取って代わられつつある。従来の「地上波(air wave)」放送は、明らかに「一方方向性」であり、番組選択及び好みについてのフィードバックを行うことはできないのに対し、衛星及びケーブルサービスは、ある限られた程度のユーザー通信、例えば、いわゆる「ペイ・パー・ビュー」コンテンツの選択のため等の通信を可能にする。

【0003】

このようなモデルでさえも、本質的に高度に個別化されたインターネットによるアプローチの発達によって次第に厳しくなっている。つまり、放送、衛星及びケーブルメディアによって従来入手可能な増え続ける量のコンテンツが、今では、通常のブラウザーアプリケーションを介してウェブサイトにアクセスし、コンテンツをダウンロードするか、或いは更に容易に、それをリアルタイム若しくはほぼリアルタイムで再生することにより、取

10

20

30

40

50

得することができる。セルラーネットワークで提供されるサービス（例えば、携帯電話、「スマートフォン」、携帯情報端末等）も、情報交換及びユーザー体験の観点から、ほとんど同じ方法で動作している。

【0004】

こうした発達が著しく放送環境を変化させている間も、これらのコンテンツ配信対策において、また、該対策同士の間にはかなり大きな溝が残されている。例えば、放送コンテンツの視聴者（又は聴取者）により実際に行われる番組選択と、コンテンツプロバイダーとの間で利用可能なリンクは極めて限られているか、或いは全くない。長年にわたり、専門のサービス、例えば、ニールセン・メディア・リサーチ社等により実施されるサービスが、視聴者の選択及び習慣のモニタリングを可能にしてきた。しかし、この情報は、非常に長期の計画作成（例えば、現在及び将来の番組制作への放送シーズン単位の投資）のために用いられている。情報は、即時の（例えば、放送中）の変更を可能にするように収集又は処理されていない。更に、こうした情報は、個々の視聴参加者の娯楽体験をカスタマイズするために用いられているわけでもない。

10

【0005】

反対に、インターネットによる配信技術は、極めてカスタマイズされたコンテンツ、例えば、広告、プロダクトオフリング等を提供しており、これらは、ユーザーシステム又はそれ以外のいずれかについてのユーザー情報のアクセス及び保存に基づいていることが多い。識別子、例えば、「クッキー（cookies）」が、一般にダウンロード及び参照されて、ユーザー又はシステムの好み、履歴等を決定する。しかし、このような分析は、特定のサイトへのユーザーによるアクセスに基づくものであり、これらサイト自体が、ユーザーにより要求されるパケット化情報をオンデマンドで送信する。セルラー技術も現在ほぼ同じ方法で動作している。「放送」コンテンツは、これと同じ性質ではなく、個々のユーザー又は視聴者により行われた選択とは関係なく、あらゆる潜在的視聴者に送信される。

20

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

マルチメディアコンテンツの放送（すなわち、一方向）配信と、双方向メディアを介したユーザー若しくは受信機カスタマイズコンテンツの提供又は管理との間の溝を埋めることができる改善された技術が必要である。

30

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明は、こうした要求に応えるための方法及びシステムを提供する。本発明により提供される新規のアプローチにより、コンテンツを選択する、又は選択しない、広範な受信機に対して、放送を介したコンテンツの配信が可能になる。受信機からの情報を受信して分析する。この情報を用いて、個々の受信機又は受信機の1以上のユーザーに対するコンテンツオフリングをカスタマイズすることができる。また、上記情報を用いて、分析した好み、プロダクトオフリング、現時点でのコンテンツ選択の履歴等に基づいて受信機の動作及び管理を適応させることができる。

40

【0008】

本発明の上述及びその他の特徴、態様、並びに利点は、添付の図面を参照しながら、以下の詳細な説明を読むことによって、より明確に理解されよう。図面において、同様の符号は、図面全体を通して同様の部分を示す。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】本発明のいくつかの実施形態に従った、例示的なコンテンツ送信システムの概略図である。

【図2】様々な一方向送信技術を用いた類似のコンテンツ送信システムをやや詳細に表し、考えられる複数の双方向データ交換アプローチを示す図である。

50

【図3】本発明の技術で用いる例示的な受信機の機能コンポーネントを概略的に示す図である。

【図4】別の受信機インプリメンテーションを概略的に示す図である。

【図5】例示的な受信機データ分析システムの機能コンポーネントを概略的に示す図である。

【図6】放送コンテンツに関するユーザー又は受信機の好みの決定について、分析システムが受信又はアクセスすることができる数種類のデータを概略的に示す図である。

【図7】特定の受信機にカスタマイズされた管理及び/又はオフリングを提供するために、本発明の技術に従って実施される例示的な出力動作を概略的に示す図である。

【図8】受信機データの受信及び分析において、また、特定の受信機にカスタマイズされた管理及び/又はオフリングを提供するために実施される例示的なステップを示すフローチャートである。

【図9】少なくともいくつかの点で、特定の受信機のステップを別の受信機にエミュレートさせるために実施される例示的なステップを示すフローチャートである。

【発明を実施するための形態】

【0010】

図面を参照すると、図1は、参照番号10で全体を示す、コンテンツ送信システムの一例を示している。本明細書の一実施形態では、システム10は、マルチメディアコンテンツ、例えば、テレビ番組を配信するように設計されている。このようなコンテンツには、任意の通常のデータストリーム、例えば、シリーズ番組、スポーツ番組、映画、音楽等が含まれる。上記コンテンツは、受信機12で受信され、再生される。受信機12は、通常のテレビ受像機を含んでも良いが、これは、放送者又は放送者に関連する実体との双方向データ交換のために備え付けられる。このような受信機は、後述するように、コンピューター、並びに処理能力を備えた各種装置を含み、これにより、ビデオ、オーディオ、マルチメディア及び類似の出力装置への信号を受信し、これら进行处理することができる。例えば、受信機は、いわゆるソフトウェア無線(SDR)のような技術、並びにその他の信号処理技術を使用する。このような装置は、現在、様々な名称のものが入手可能であり、「iReady(Internet-ready)テレビ」と呼ばれることもある。しかし、以下に述べるように、受信機自体が、上記目的のための集積回路を含む場合や、或いは受信が可能である、又は再生のみ可能であって、データ通信用に備え付けられたその他の装置と通信可能に配置されている場合もある。このような装置は、「STB(セットトップボックス)」と呼ばれることもあるタイプのものでも良いが、上記目的のためにあらゆる好適な装置を用いることができ、例えば、特定用途向け及び汎用コンピューター等がある。

【0011】

受信機12は、放送者14から放送コンテンツを受信する。本発明の一実施形態では、放送者14は、連続的ストリームでプログラムコンテンツを発信する通常のテレビ放送実体である。放送者は、多数のストリームのコンテンツを同時に発信する場合もある。実際に、多くの仕組み及び事業モデルが、「放送者」を定義する上で関係するが、このようなものとして、テレビネットワークの場合には、特定のコンテンツを創作又は提供する実体、並びに、放送者に帰属する電磁スペクトルの一部でコンテンツを受信して、実際の放送を実施する、地理的に散在する実体(ローカル局)がある。実際に、放送者14は、個々の視聴者がそれぞれの受信機12を介して選択するコンテンツを同時に且つ並列に発信する、多数の放送者のうちの1つだけであっても良い。従来 of の言い方で言うと、視聴者は、放送者からのコンテンツを選択するために、受信機の「チャンネルを回す」ことができる。本発明に関して「放送者」とは、潜在的オーディエンスに対して多数の放送コンテンツストリームを並列に出力する、いわゆる「マルチサービスオペレータ(MSO)」も含む。

【0012】

図1に示す実施形態では、各受信機12は、放送者から一方向コンテンツ18(典型的

10

20

30

40

50

には、アンテナ20により発信される)を受信するように設計された、あるタイプの受信チャンネル16を含む。「チャンネル」という用語の使用は、受信機チューニング装置(固定操作装置、遠隔操作装置等)で視聴者が行う番組選択と混同すべきではない。そうではなく、放送「チャンネル」は、放送者から個々の受信機に信号ストリームを運び、配信する働きをするデータ伝送路である。このデータ伝送路は、一方向性である。これは、受信機は、放送者からのコンテンツを受信、デコード及び再生することができるが、放送者は、個々の受信機からのデータを受信したり、この放送チャンネルを介して受信機とデータを交換したりすることができないことを意味する。

【0013】

しかし、受信機は、双方向データ交換のための第2のチャンネルを備えている。このチャンネルは、図1において参照番号22で全体を示す。以下に詳述するように、チャンネルは、様々な方法、例えば、電話回線、ケーブル回線、無線送信網等による通信方法で構成される。本発明の実施形態では、チャンネルは、受信機12、又は各受信機と一体化した、若しくは各受信機に接続された装置が、インターネットを介してデータを送受信できるように、インターネット接続を含む。例えば、受信機は、IPアドレスを割り振られ、インターネットサービスプロバイダー(個別に図示せず)を介してワールドワイドウェブのサイトとデータを交換する。このとき、一般に、双方向データ交換チャンネル22は、データの双方向通信のためにネットワーク24に接続される。

【0014】

参照番号26で全体を示すデータ分析システムもまた、放送チャンネル16と並列に、双方向性データ交換チャンネル22を介して受信機12からデータを受信する(また、必要に応じて、該受信機にデータを提供する)ために、ネットワーク24に接続される。以下に詳述するように、様々なデータを受信機によって送信したり、又は受信機から要求したりすることができ、こうしたデータはシステム26により分析される。本発明の実施形態では、上記データとして、受信機によりどの番組が現在選択されているか(すなわち、視聴されているか)、受信機の状態(すなわち、オンかオフか)、番組選択の履歴、好みの一覧を示す番組選択(例えば、視聴者により変更又はカスタマイズされた番組案内メニューのセットアップ)、選択番組の現在又は将来の記録の設定、現在及び/又は将来の番組オフリングの特別オーダー等がある。更に、データは、視聴者に関する個人情報を含んでも、排除しても良い。本発明の実施形態では、視聴者は、「オプトアウト」する機会、又はこのようなデータの受け取りを拒否する機会が与えられる。或いは反対に、本システムは「オプトアウト」に戻るが、視聴者が「オプトイン」パラメータを設定し、これにより、所望のデータを分析システム26に送ったり、又は該システムにより受信機から取り出したりすることができる。様々なオプトアウト及びオプトインプロセスが考えられるが、例えば、「1回の」オプトイン又はオプトアウト(例えば、受信機がインストールされた、若しくはサービスが開始された時点で)、一時的オプトイン又はオプトアウト(例えば、受信機のユーザーにより選択されたリアルタイムでの)、或いはそれらの間の任意の時点(例えば、プロファイルの設定若しくは再設定)がある。更に、本システムは、特定のデータ又はオフリングソース、タイプ等についてオプトイン又はオプトアウトを許可するように構成される。データはまた、入手可能であれば、デモグラフィック情報、例えば、視聴者又は世帯の好み、興味、好き嫌い、任意のフィルタリングの要望(例えば、描写が露骨なコンテンツに対して)等も含む。更にデータは、好ましくは、受信機の地理的位置を含むか、又はその決定を許可することもでき、これはかなり詳細であっても、概略的であっても良い(例えば、区域、地域、地区、都市人口密集地等)。情報のいくつかは、別のソース(個別に示さず)からアクセスされる可能性があることに留意すべきであり、該ソースは、情報を保存し、これを受信機から受け取ったデータと関連付ける。すなわち、情報は、受信機のユーザーの状況、位置、及び行動についての情報若しくは推定事項、例えば、視聴者のプロフィール、視聴履歴、好み、現在及び過去の番組オーダー、地理的位置、信号強度、マルチパスデータ等を提供し得るものであり、これらの情報は、データリポジトリに保存され、該データリポジトリは、受信機から受信したデータに基づく所

10

20

30

40

50

望の分析を実施するために、分析システム 26 によるアクセスを受ける（或いは、該システムの一部であっても良い）。

【0015】

以下に更に詳しく説明するように、受信機から放送コンテンツのデータを受信するか、又は該データにアクセスし、受信した情報を分析し、且つ分析に基づき特定の受信機（若しくはユーザー）の管理及び/又はオフリングをカスタマイズするように、システム 10 を構成する。

【0016】

記載したように、実施形態において、本発明は、特定の受信機に関する好み、管理パラメーター等の調節、及び/又は放送されるテレビに関して受信し分析したデータに基づいて特化されたオフリングの提供を可能にする。しかし、図 2 に示すように、本発明の技術について別のパラダイムも考えられる。例として、テレビ装置 28、電話、携帯情報端末等 30 の受信機、並びにパーソナルコンピューター装置 32 等がある。これらの一部又は全部は、据え置き型（例えば、世帯、ホテル等に固定されたもの）でも良いし、電話の場合等には携帯型であっても良いが、自動車、飛行機等における受信機も含まれる。更に、一方向放送メディア及び双方向データ交換メディアのいずれも多様であって良い。図示の実施形態では、放送メディアは、従来の地上放送スペクトル 34（例えば、テレビ、ラジオ等専用の）、並びに衛星放送スペクトル 36、及びケーブル接続 38（電話通信及び多目的ケーブル配線等）を含む。双方向データ交換メディアは、有線接続 40、無線接続 42、セルラー接続 44、並びに通常のインターネット接続 46 を含む。受信機は、これらの様々な組合せを備えているものもあり、多くの場合、2 以上の一方向チャンネルによるコンテンツを受信するための設備、及び 2 以上の双方向チャンネルにより双方向にデータを交換するための設備を備えていても良いことは理解されたい。

【0017】

更に、参照番号 24 で全体を示すネットワークは、インターネットサービスプロバイダーを介したインターネット接続、並びにセルラーサービスプロバイダーを介した個別のセルラー接続の場合と同様に、個別のネットワーク 48 及び 50 を含む。勿論、上記ネットワークは、受信機位置に有線又は無線ネットワーク（例えば、有線又は無線 LAN）、広域ネットワーク（WAN）、仮想プライベートネットワーク（VPN）等を含む。

【0018】

同様に、従来のテレビ「地上波」送信システム以外の放送メディアを用いる場合には、放送者は、こうしたメディア用の装置を備えるか、又はそのような装置を管理する。例えば、図 2 に概略を示したように、放送者は、衛星 52 又はケーブル網、セルラー送信システム 54 等によりコンテンツを一方向送信する。放送者自体が、このような装置を所有又は管理しない場合には、本明細書に記載のようにシステム又はコンポーネント動作を調節する、又は適応させるために役立つ実体と協働する。こうした場合には、本発明の目的のために、衛星信号プロバイダー、ケーブル信号プロバイダー、セルラープロバイダー等は、「放送者」の一般的意味に含まれるものとして理解されたい。

【0019】

本発明に関して、コンテンツの「放送」とは、いずれか特定の受信機によるいずれか特定のコンテンツストリームの選択に関係なく、多数の受信機から構成される潜在的オーディエンスへのコンテンツの配信を意味する。すなわち、放送は、それ自体、個別化されているわけではない。個々の受信機は、全ての受信機に放送されるものと同じコンテンツを受信する。これは、あるネットワークパラダイムでは、通常のテレビと同様に、完全に個別のメディアにより、例えば、電磁スペクトルの一部により無線で実施されることになる。しかし、これは、双方向通信が自身で可能であるが、コンテンツの放送のためにこの方法で用いられていないメディアにより実施することもできる。例えば、いくつかの衛星、ケーブル、有線電話、携帯電話、又はインターネットによるメディアを双方向通信に用いる場合でも、本明細書で述べるコンテンツストリームの「放送」は、特定の受信機が、他のストリームではなく、又は他の選択肢なしに、上記コンテンツストリームにどのように

10

20

30

40

50

、いつ「向けられる」すなわち選択したか、或いは選択したか否かに関係なく、前述のようなメディアにより実施される。別の例として、多数のインターネットによるコンテンツ送信システムでは、特定の受け手に対して、明確に要求又は選択された場合にのみコンテンツを送信する。このようないわゆる「オンデマンド」の受け手指定送信は、本発明に関して「放送」とはみなさない。しかし、同様に、「ストリーム」という用語は、それが、連続的、多重化、離散化、又はパケット化された送信、或いはその他のコンテンツ配信のアプローチに関連する限り、限定的なものとして解釈すべきではない。

【0020】

また、本発明の技術は、様々なタイプの「コンテンツ」及び「メディアコンテンツ」への適用を意図することに留意されたい。本明細書において、「マルチメディアコンテンツ」又は「コンテンツ」若しくは「メディアコンテンツ」について述べる場合、広義に解釈されたい。すなわち、通常のテレビ番組は、典型的に、画像（特に、動画）及び音声に翻訳される信号の配信に関与する。本発明により放送及び分析される「コンテンツ」又は「メディアコンテンツ」は、勿論このような番組を含む。しかし、「コンテンツ」及び「メディアコンテンツ」はまた、本明細書に記載のような別の技術による送信、並びに画像のみ（静止画及び動画）、音声のみ、及びその他を含むこともある。更に、「コンテンツ」及び「メディアコンテンツ」は、いわゆる「遅延レンダリング」、並びに類似技術により生成されるレンダリングを含み、上記技術において、レンダリングに必要なデータの一部又は全部が、送信されるか、又は他のデータから個別に保存され、データ要素は、レンダリングの時点若しくはほぼその時点で組み合わせられる（例えば、受信機又は受信機に接続されたコンポーネントにおいて）。

【0021】

図3は、本発明と一緒に用いる受信機の一例を概略的に示す図である。この実施形態では、受信機（前述の受信機12、28、30及び32のいずれか1つに対応する）は、信号受信回路56及び番組選択回路58を含む。通常のテレビ放送メディアの場合、受信回路は、アンテナ、並びに受信した信号を視聴可能な画像及び/又は聴取可能な音声に変換するためのデコード回路を含む。選択回路58は据え付けダイヤル若しくはボタン、又は遠隔操作器を含み、これにより、ユーザーは、信号受信回路56により受信される、又は受信可能な番組から、他の番組ではなく、視聴及び/又は聴取するための1つの番組（コンテンツストリーム）を選択する。再生回路60が、信号受信回路、並びに選択回路に連結され、信号を変換させて視聴及び聴取する。本発明の技術は、画像番組のみ、又は聴取可能な番組のみにも用いられるが、マルチメディア番組に特に適している。信号の受信、番組又はコンテンツの選択、並びに再生に用いられる回路は、実際は慣例的なものである。更に、これらは、コンテンツの記録及び後の再生のための処理回路及び記憶回路（個別に示さず）を含む。

【0022】

処理回路62は、受信機内で入手可能なデータのアクセス及び少なくとも一部の処理を可能にし、処理回路62により実行されるプログラムコードは、（利用可能であれば）処理回路自体又は個別の記憶回路64に保存される。アクセスされ、処理されたデータは、図1を参照しながら説明したデータの全てを含み得るが、好ましくは、視聴者が行った最新の番組選択を含む。インターフェース回路66は処理回路に連結されて、前述したように双方向データ交換を可能にする。

【0023】

図4は、受信機の設定について考えられる多くの代案の1つを示す。この実施形態では、再生回路60は、他の機能コンポーネントから独立しており、例えば「セットトップボックス」68等の形態で提供される。こうした装置のいくつかのタイプは現在存在し、他のタイプは、本発明の技術が有用な期間中に誕生しそうである。こうした装置は、（自身の回路56による）放送信号の受信、（回路57による）番組コンテンツの選択、並びに（自身の回路62、64及び66による）処理、保存及びインターフェーシング機能を可能にする。いくつかの実施形態では、上記機能回路は、再生回路自体に備えられる回路を

補足するものである。別の実施形態では、再生回路は、信号の変換及びコンテンツレンダリングのみが可能な単純なモニター、スピーカー等を含む。

【 0 0 2 4 】

図5は、本発明の受信機データ分析システムのいくつかの機能コンポーネントを示す。前述したように、システムは、多重受信機から（好ましくは、全人口又はターゲットオーディエンスから）信号を受信する。この目的のために視聴者インターフェース回路70が提供される。上記回路は、受信機に対して問合せ、ハンドシェイク、データリクエスト等を送るため、並びにコード化されたデータを（受信機開始に回答して、又は受信機開始時に）受信するための通常のサーバー及びインターフェースを含む。このような双方向送信は、好適なプロトコル、例えば、インターネットプロトコル（IP）、送信管理プロトコル（TCP）、ハイパーテキスト転送プロトコル（HTTP）、ファイル転送プロトコル（FTP）等に従って実施される。処理回路72は、典型的には1以上のプログラム化コンピュータ又はサーバーを含み、データを受信して、分析する。こうした分析のアルゴリズムは、参照番号74で示すように、典型的には、プログラムコードに組み入れられることになる。上記コードは、（利用可能であれば）処理回路メモリーに保存することもでき、或いは、システムメモリー76に個別に保存することもできる。また、分析の結果も、検索、アーカイブ等の目的のために保存されるが、ある実施形態では、受信機の動作のリアルタイム又はほぼリアルタイム調節、並びに、受信機に対するデータの送信、例えば、プロダクト若しくはサービス提供、リンク、最新選択コンテンツに関する情報量等のためにも役立つ。最後に、分析システムは、所望であれば、分析結果（要望に応じて、生又は処理データ）を放送者に提供できるように設計された放送インターフェース回路78を備える。しかし、ある実施形態では、分析システム26が、放送者自体に含まれる場合もあることに留意されたい。更に、放送者は、様々な地理学的地域等において、2以上の分析システム26を有するか、又はこれらから取り出すこともできる。更に、所望であれば、分析は、完全に異なる実体、例えば、インターネット、セルラー、コネクティビティー若しくは別のサービスプロバイダーにより実施され、本明細書に記載の目的のために放送者に提供される場合もある。

【 0 0 2 5 】

図6は、本発明の実施形態に従い分析システム26により受信又はアクセスされるデータタイプのいくつかを示す。前述のように、情報のいくつかは、特定の受信機から直接受信又はアクセスされる。別の情報は、特定の受信機を指定しない、並びに受信機又は該受信機に関連するユーザーいずれかを指定する、他のソースから得られる。こうした情報は、コンテンツに関連するものもある。更に、別の情報は、ウェブサイト、ソーシャルネットワークワーキングサイト、受信機のユーザーの個人的サイト等から入手可能なデータを、（例えば、このような情報源から収集した好き嫌いに基づく番組コンテンツを提案するために）含む。

【 0 0 2 6 】

参照番号80で全体を示す、図6のデータ転送アレンジメントにおいて、分析システム26は、最新の選択データ82を受信する。このデータは、衛星送信又はケーブルを通して、電磁スペクトルにより放送コンテンツを受信する通常のテレビについて特定の「ステーション」の選択を含む。最新の選択は、多数の利用可能なコンテンツストリームのどれを受信機が現在受信しているかを示す。他のタイプの受信機、例えば、コンピュータ及び携帯電話若しくは類似の装置については、最新の選択データはまた、ユーザー又はシステムの選択によって、装置が現在受信しているストリームを含む場合もある。前述のように、このタイプの装置の場合、上記選択は、ユーザーによる要求時の特定の個別化送信（例えば、いわゆる「オンデマンド」コンテンツ、若しくはユーザーによりアクセスされ、個々のユーザーの要求に応じてサーバーにより送信された特定のウェブサイトダウンロード）は意味しない。

【 0 0 2 7 】

情報はまた、参照番号84で示すように、保存された選択データ、並びに参照番号86

10

20

30

40

50

で全体を示す、その他の保存されたデータを含む。保存された選択データは、受信機自体、又は受信機に連結された装置、例えば、セフトップボックス、コンピューター等で入手可能である。保存された選択データは、特定の「ステーション」又は受信機によりアクセスされた個々の放送に対する参照を含む。ある状況では、データは、放送が特定の時間以上アクセスされた場合にのみ興味の対象となっており、このようなフィルタリングは、受信機側で、又は分析システム26により実施される。他の保存されたデータは、ユーザー又はシステム特有の設定を含む。特定の設定及び選択、例えば、参照番号88で示すようなメニュー選択が、特に興味を引く場合もある。大部分は現在テレビで入手可能であり、テレビインターフェースが、例えば、特定のステーション、ステーション群、ステーション又は放送のカテゴリー等を選択する、或いはこれらの選択を解除することにより、ステーションメニューの細かい区別を可能にする。これらは、ユーザー又は受信機選択の好み及び履歴に基づいてカスタマイズされることから、システムにとって特に有利であろう。最後に、システムデータ90を収集する。こうしたシステムデータは、例えば、ユーザー又は受信機識別データ、システム通し番号若しくはコード、特に、システムがどこに位置するか、どのようにして使用されているか、並びに既知の、若しくは認識できる好き嫌いの分析を可能にし、更にシステムユーザーの好みを一般化する情報等を含む。

【0028】

特定の受信機から分析システムにより受信されたデータは、双方向データ通信メディアを介して受信機によりもたらされる（受信機により「押し出された」データ）か、又は受信機から分析システムによりアクセスされる（受信機から「引き出された」データ）いずれの可能性もあることに留意されたい。このように、「押し出す」及び「引き出す」技術を使用しても良い。しかし、前述のように、本技術は、ユーザー又はシステムに、オプション若しくはオプトアウトする機会、或いは、データのアクセスを少なくとも一時的にプレリユードする機会さえも与えるという、特別な特徴として提供することができる。更に、特定のデータは、ユーザーのプライバシーを考慮して、パーソナライズされた好み、特定の視聴パターン、特定のタイプ若しくはクラスの情報が、収集又は受信されないように、「オフリミット」としてユーザーが指定することもできる。

【0029】

分析システム26は、他のソースからも情報を収集することができる。これらは、分析システムにローカルであっても、完全に分離していても良く、更には他のサービスプロバイダーにより提供されたものであっても良い。例えば、図6に示すように、参照番号92で示す通り、保存されたユーザーデータにアクセスする。こうしたユーザーデータは、特定のユーザーに関するプロバイダーの請求、支払い、契約、事業若しくはその他の記録の一部である。ユーザーは、例えば、特定のサービスの開始時にプロファイルを完了しても良いし、或いは時々プロファイルに追加又は変更を加えても良い。保存されたデータは、特定コンテンツの過去の購入、コンテンツの送信、特定のコンテンツに対するユーザーの権利等の記録を含む。同様に、参照番号94で示すように、特定のデモグラフィックデータにアクセスする。デモグラフィックデータは、例えば、特定地区又は層の潜在的オーディエンスにおいて、その他若しくは類似受信機による好みに対する参照を含む。この情報にアクセスして、受信機からすでに検索したデータに基づき分析する。最後に、参照番号96で示すように、特定の比較データにアクセスする。すなわち、デモグラフィックデータ分析と同様に、特定の受信機又はユーザーのいくつかの好みを、他の類似した受信機又はユーザーの好み、好き嫌いと比較するデータを収集する。

【0030】

分析システムはまた、典型的には、参照番号98に示すような放送に関するデータを有するか、又はそのようなデータにアクセスすることもある。すなわち、受信機からの情報、特にコンテンツストリーム選択の分析は、特定の放送の性質が分かれば、はるかに意味のあるものになるだろう。例として、放送されたデータの知識と共に、上記選択は、特定の受け手が、晩の時間帯にあるコンテンツを、朝の時間帯には別のコンテンツを、週末期間中はあるコンテンツを視聴する傾向があり、あるコンテンツは全く見ないが、他のコン

10

20

30

40

50

テンツには偏った好みがあることを示す。情報は、1又は複数の放送プロバイダーに保存しても良いが、共通のデータベースに保存して、広範囲のコンテンツストリームの様々な特性表示パラメーター（例えば、分類、放送時間、ターゲットオーディエンスデータ等）に容易にアクセスできるようにするのが好都合である。以下に説明するように、収集された情報及び分析結果のいくつかは、後の参照のために保存することに留意されたい。こうしたストレージは、ウェブサイトへのアクセスの分析に現在利用可能なオーディエンス測定及び追跡ツール（例えば、ウェブサイト「ヒット」を測定するための）と同様に、他のプロバイダーとの特定の情報（例えば、ユーザー用のインターフェース、広告者等に関する）の共有を含む。

【0031】

図6に示す実施形態では、分析システムは、参照番号100で示すように、プロダクト及び/又はコンテンツ提供データにアクセスする。このデータは、実施された分析に基づき、特定の受信機又はユーザーの興味を引く可能性がある非常に広範囲の情報を含む。例えば、プロダクト提供は、視聴される、購入される、或いはユーザーの目に留まる可能性がある実際の有形プロダクトの提供を含む。その他のプロダクトとして、向上した視聴サービス、ペイ・パー・ビューコンテンツオフリング等のサービスがある。しかし、本発明の実施形態では、オフリングは、単に、娯楽体験を向上させる目的でユーザーの興味を引く可能性がある、情報、リンク等を含むこともある。例えば、従来のテレビ受信機では、バナー、挿入画面等が、放送中に情報、詳細等を追加するために提供されることもある。同様に、コンピューターステーションのような他の装置でも、放送中に、1以上のウェブサイトとの相互作用により追加情報にアクセスできるように、クリックできるリンクや類似のデバイスが特定の受信機に受信されることもある。更に、上記のタイプの装置全てにおいて、データの収集及び分析に基づき、特化された広告が受信機に送られることもある。本発明の実施形態では、ユーザーは、提供されたオフリング及び情報のタイプへの相対的興味に基づいて、このようなオフリングを選択又は選択解除することができる。従って、ユーザーは、体験を完全に制御することが可能になる。

【0032】

図7は、分析システム26から発信されるいくつかのタイプの送信を示す。参照番号102は、特定の受信機に送り返される、あるデータ及び送信を指す。本発明の実施形態において、情報は、特定のシステム設定データ104、若しくはターゲットコンテンツ106を含む。特定の実施形態では、システム設定データ104は、システム性能を変更又は向上させる。例えば、収集された情報に基づき、ユーザーは、特定のコンテンツストリーム、ステーション等を決して選択しないか、或いは極めて稀にしか選択しないと決定する。従って、上記システムは、より頻繁に選択されるステーションを示し、稀にしか選択されないステーションを示さないか、又は異なるプライオリティーで示すために、選択メニューを設定又は再設定する。更に、このようなシステム設定情報は、時間依存性であるか、或いは変更を現在又は次に来る番組に反映される。例えば、前述のように、ユーザー又は特定の受信機が、晩の時間帯又は週末に特定の視聴パターンを有することが決定されたら、システム設定、特に、他のものではなく、ユーザーがアクセス可能なメニューをその期間中に変更する。通常通り、この特徴のユーザーオーバーライドのための処置を実施する。ユーザーの好みの決定に基づいて、例えば、視聴の好み（例えば、アスペクト比、情報挿入物等）に同様の変更を加えることもできる。ターゲットコンテンツ106は、前述のように、特定のコンテンツ情報、プロダクト提供、サービス提供等を含む。いずれの場合にも、システム設定データ及びターゲットコンテンツデータは、ユーザーの参加なしに、特定の受信機に直接「押し出す」か、或いはユーザーの介入を伴って、又は伴わずに、分析システム若しくはその他何らかのソースから受信機により「引き出す」ことができる。上記体験を向上させるために、システムは、データの送信前、又はシステム設定の変更前の、ユーザーの受入れ要件を含んでも良い。

【0033】

図7に示すように、いくつかのデータを、分析システムから別のリソース、特に分析シ

10

20

30

40

50

システム内の、又はそこから離れた記憶装置に送信する。データを参照番号108で示すが、これはシステム設定データ110を含む。システム設定データは、特定の受信機に送信されたものと類似しているか、或いは同一であっても良い。これは、システム設定、メニューの好み、アスペクト比の好み等を含む。後述するように、これにより、例えば、旅行中、ホテルで、又は別の世帯若しくは会合場所で、ユーザーが普段使用している特定の受信機と同様に、別の受信機で設定情報を受信し、様々な方法で実施することを可能にする。同様に、新規の受信機に、同じ方法で転送されたユーザーの好みに基づいて、以前の受信機が行ったように様々な方法で実施させることにより、新規のシステムが、以前のものの好みの属性を「引き継ぐ」ようにすることも可能である。分析データ112もまた保存される。こうした分析データは、放送コンテンツストリーム受信及び個々の受信機の好み、又は受信機の収集の好みの分析履歴を記憶する。図6を参照して概要を示すように、後に上記分析データにアクセスすることにより、視聴パターンの変化を検出し、パターンを確認する。

10

【0034】

図8は、前述したシステムにより実施されるステップのいくつかを示すフローチャートである。参照番号114で全体を示す処理は、前述の分析システム、又は多重相関システムにより実施され、これらのシステムは、同じ実体又は共同して動作する様々な実体の一部である。ステップは、典型的に、様々なコンピューターシステム、プロセッサ、サーバー等が、これらの装置にローカルであるか、又はそこから離れた好適なメモリーと一緒に実施される。一般に、このフローは、参照番号116で示すコンテンツストリームの放送で開始する。前述のように、この放送は、従来のテレビスペクトルによって、衛星、ケーブルサービス、セルラーサービス、インターネットサービス等を介して、実施される。放送は、個々の受信機がどのコンテンツストリームを選択したか、或いはどれか特定の受信機が特定のコンテンツストリームを選択したかどうかは一切関係なく、実施される。従って、放送は、個別化されていない。同様に、コンテンツストリームは、単一の放送者又は多数の放送者によって配信される。ステップ118では、特定の受信機が放送コンテンツストリームの1つの選択を行う。システムは、典型的に、多数の受信機の動作をモニターするが、特定の受信機に対する管理及び/又はオフリングをカスタマイズする目的のために、ここでの焦点は、特定の受信機による選択に置かれる。ステップ116に戻る矢印で示すように、このプロセスは、典型的に連続的であり、受信機は特定の選択を維持するか、或いは経時的に別の選択をする。

20

30

【0035】

ステップ120では、データは特定の受信機から受信又は収集される。これは、前述のように「押し出す」又は「引き出す」技術により実施され、受信機は、データ収集パラダイムに応じて、オプトイン又はアプトアウトする機会を与えられる。次に、ステップ122で、データは、放送者、コンテンツ及びプロダクト提供プロバイダー、並びに図6を参照して概要を説明した他のリソースから収集される。次に、ステップ124で、上記データをアSEMBルし、分析する。分析ステップは、実際に、コンテンツストリームの選択のパターンを決定し、これら選択を特定のコンテンツストリームの性質又は特徴と相関させ、この情報を同じ受信機の過去の好み、又は別の受信機、特に好みが同等の受信機の好みと相関させるための多数のアルゴリズムを含む。しかし、上記分析は、どのステーションをユーザーが現時点で選択しているかの単純な決定のように、はるかに単純化することもできる。当業者であれば、特定のマーケティング情報目的や、便宜的目的で、上記分析の様々な組合せを考案できよう。

40

【0036】

ステップ126及び128は、分析に応じてシステムが取る動作を示す。例えば、ステップ126で示すように、受信機設定に変更を加えたり、又は提案したりする。前述したように、これらは、入手可能なコンテンツストリーム又はステーションのメニューリスト作成に関する選択又はプライオリティーを変更するだけの単純なものである。より複雑なその他の変更は、時間若しくは視聴、アスペクト比、又は他のハードウェア若しくはソフ

50

トウエア特有のシステム能力等に基づいて実施される。やはり前述したように、上記変更は、ユーザーがオプトイン又はオプトアウトすることもでき、様々な期間にわたり異なっても良いし、特定のコンテンツストリームが放送されるか否か、並びにいつ放送されるのかに基づくものであっても良い。

【 0 0 3 7 】

ステップ 1 2 8 で、様々なターゲットコンテンツを選択し、受信機に送信する。このようなコンテンツは、例えば、広告コンテンツ、プロダクト若しくはサービスオファリング、情報コンテンツ等を含む。

【 0 0 3 8 】

図 8 に概要を示すプロセスは、これまでに知られるプロセスとは実質的に異なる。例えば、通常の放送パラダイムとは違い、該システムは、インターネットによるオファリングの場合のようなユーザー選択のコンテンツではなく、放送コンテンツについての受信機情報の分析に基づき、特定のシステムの管理パラメーター、システム設定、並びに設定のカスタマイズを可能にする。同様に、情報コンテンツは、放送メディアによる特定のコンテンツストリーム、ステーション、番組等について現時点で利用可能であるが、これらは、典型的にコンテンツ自体と一緒に放送されており、受信機の好みに特化されているわけではない。

【 0 0 3 9 】

図 9 は、保存された好み及びシステム構成データに基づき、システムによって実施される更に別の動作を示す。参照番号 1 3 0 で全体を示すシステム適応プロセスは、ユーザーが受信機にログインするステップ 1 3 2 で開始する。本発明の実施形態では、例えば、ユーザーは、使用している受信機が、ユーザーが普段情報を交換している受信機ではない、ホテル又はその他の環境にいても良い。受信機は、例えば、別の世帯、又はその他の環境にあるものでも良い。ログインは、特定のサイト若しくはサービスにアクセスし、ユーザー認識データ及び認証データ、例えば、ユーザー名及びパスワードを入力することを含む。ログインデータは、分析システム、又は、該分析システムと一緒に動作するシステムに送られて、ログインに基づき、参照番号 1 3 4 で示すようにユーザーデータにアクセスする。データは、例えば、図 7 において概要を示すシステム設定データ 1 1 0 も含む。このデータは、可能であれば、参照番号 1 2 6 で示すように、ユーザーが現在使用している特定の受信機に変更を加えることもできる。すなわち、ホテル、又はその他の環境で、ユーザーは、例えば、遠隔操作等により、ユーザーが、設定を作成又は設定にアクセスした、特定の受信機と対話するのと同じ方法でステーション又はコンテンツメニューと対話することができる。同様に、色彩設定、画像調節等に関する視聴の好みを新規の受信機、又は受信機に付随するいずれかの管理システムに転送して、新規受信機に、少なくともいくつかの点で、ユーザーが普段アクセスする特定の受信機をエミュレートさせる。前述のように、これにより、ユーザーが慣れている以前のシステムと同様に、新規受信機又はシステムの設定若しくは再設定を作動させることができる。更に、本発明の別の実施形態では、システムを設定又は再設定するこのようなデータは、持ち運び可能な手段、例えば、フラッシュメモリードングル、メモリーカードに保存しても良いし、或いは別の受信機に接続する他の持ち運び可能なメモリーに保存して、動作管理パラメーターの少なくとも 1 つを転送することも可能である。同様に、参照番号 1 2 8 で示すように、システムは、図 8 を参照して説明したのとほとんど同様に、ターゲットコンテンツを選択し、新規の受信機に送信することができる。

【 0 0 4 0 】

この書面での説明は、最良の形態を含め、本発明を開示し、また、当業者が、装置又はシステムの作製及び使用、並びに本発明に含まれるあらゆる方法の実施を含め、本発明を実施できるようにする目的で、実施例を用いる。本発明の特許可能な範囲は、特許請求の範囲により定められ、当業者が想到する他の例も含む。このような他の例は、それらが請求の範囲の文面とは違わない構造要素を有する、或いは請求の範囲の文面とは些細な相違はあるが同等の構造要素を含む場合には、本発明の請求の範囲に含まれるものとする。

10

20

30

40

50

【符号の説明】

【0041】

10	送信システム	
12	受信機	
14	放送者	
16	受信チャンネル	
18	一方向コンテンツ	
20	アンテナ	
22	交換チャンネル	
24	ネットワーク	10
26	データ分析システム	
28	テレビ装置	
30	携帯情報端末	
32	コンピューター装置	
34	地上放送スペクトル	
36	衛星放送スペクトル	
38	ケーブル接続	
40	有線接続	
42	無線接続	
44	セルラー接続	20
46	インターネット接続	
48	ネットワーク	
50	ネットワーク	
52	衛星	
54	セルラー送信システム	
56	受信回路	
58	選択回路	
60	再生回路	
62	処理回路	
64	記憶回路	30
66	インターフェース回路	
68	セットトップボックス	
70	視聴者インターフェース回路	
72	処理回路	
74	データ分析アルゴリズム	
76	システムメモリー	
78	放送インターフェース回路	
80	データ転送	
82	最新の選択データ	
84	保存された選択データ	40
86	その他の保存されたデータ	
88	メニュー選択	
90	システムデータ	
92	保存されたユーザーデータ	
94	デモグラフィックデータ	
96	比較データ	
98	放送データ	
100	プロダクツ/コンテンツオフライン	
102	データ	
104	システム設定データ	50

- 1 0 6 ターゲットコンテンツ
- 1 0 8 データ
- 1 1 0 システム設定データ
- 1 1 2 分析データ
- 1 1 4 処理
- 1 1 6 コンテンツストリームを放送する
- 1 1 8 受信機が選択する
- 1 2 0 データを受信 / 収集する
- 1 2 2 放送 / その他のデータを検索する
- 1 2 4 データを分析する
- 1 2 6 受信機に対して提案 / 変更する
- 1 2 8 ターゲットコンテンツを選択 / 送信する
- 1 3 0 システム適応プロセス
- 1 3 2 受信機へのユーザーログイン
- 1 3 4 ユーザーデータの検索

【 図 1 】

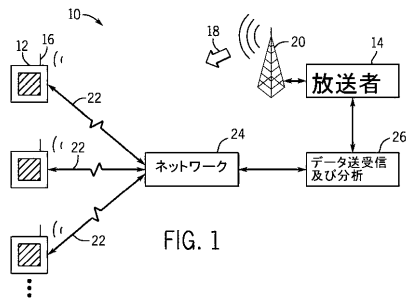


FIG. 1

【 図 2 】

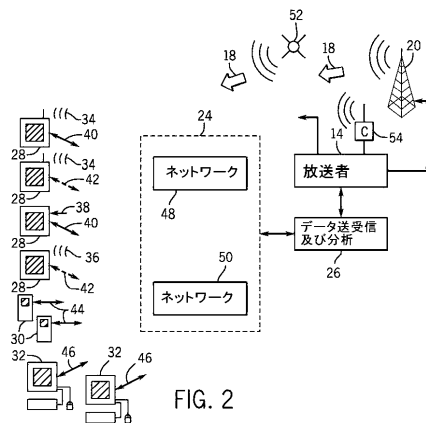


FIG. 2

【 図 3 】

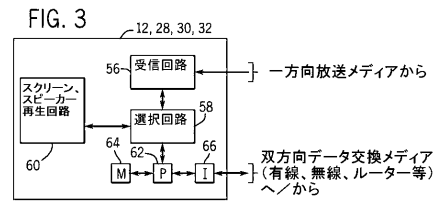


FIG. 3

【 図 4 】

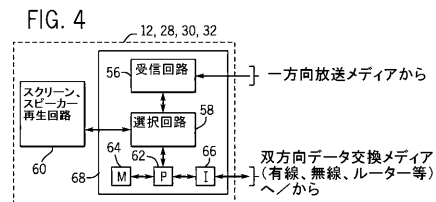


FIG. 4

【 図 5 】

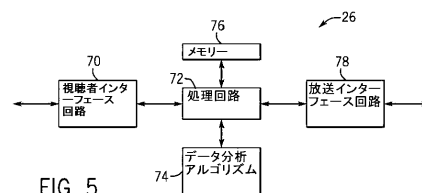


FIG. 5

【図6】

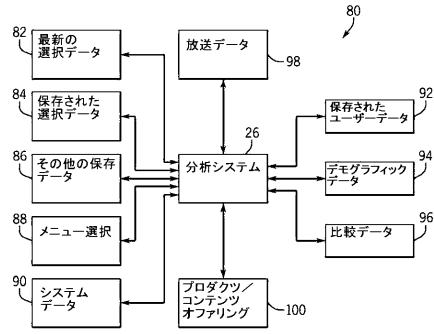


FIG. 6

【図7】

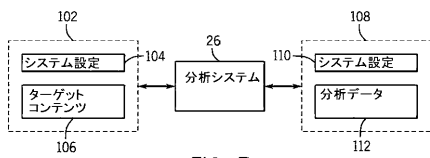


FIG. 7

【図8】

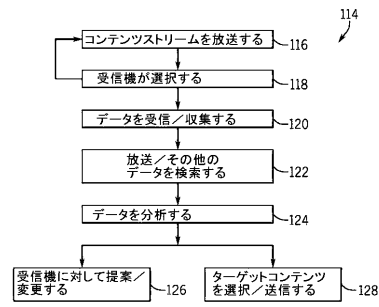


FIG. 8

【図9】

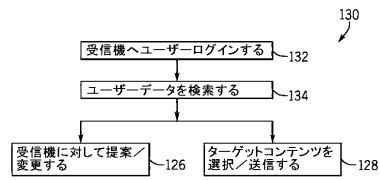


FIG. 9

フロントページの続き

(74)代理人 100109070

弁理士 須田 洋之

(74)代理人 100109335

弁理士 上杉 浩

(74)代理人 100120525

弁理士 近藤 直樹

(72)発明者 ショー・ング

アメリカ合衆国、マサチューセッツ州、ウェイランド、キャンベル・ロード、26番

(72)発明者 ナガラジャン・ゴパラクリシュナン

インド、560034、バンガロール、エイチエスアール・レイアウト・セクター・6、ファーンヒル・ガーデン・アパートメント、ウェスト・ウィング、4シー

合議体

審判長 清水 正一

審判官 小池 正彦

審判官 戸次 一夫

(56)参考文献 特開2004-134880(JP,A)

特開2006-60284(JP,A)

特開2006-344107(JP,A)

特開2006-88627(JP,A)

特開2008-67130(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04N21/00-21/858